

◎男女共同参画に関する県民の意識・実態調査◎

アンケート調査票

平成31年 月

ご記入にあたってのお願い

お答えはすべて数字に直して統計的に処理いたしますので、個々のお答えの内容が外部にもれたりすることは絶対にありません。どうぞありのままをお答えください。

- ・ このアンケートは個人の方を対象にしていますので、**封筒のあて名の方ご自身**が記入してください。
- ・ 回答は問1から順に、質問ごとに用意してある答えの中から、**あてはまる答えの番号を○で囲んでください**。質問によって1つだけ○をするものと、いくつでも○をしてよいものがありますので、質問文をよくお読みのうえお答えください。
- ・ 「その他」を選んだ場合は、その番号に○をした上、()内にその具体的な内容をご記入ください。
- ・ 質問は矢印や指示にしたがって進んでください。
- ・ 記入された調査票は、同封の返信用封筒に入れて、 月 日 () までにご返送ください。
お名前やご住所はお書きにならなくてけっこうです。切手は不要です。
- ・ このアンケート調査についてのお問い合わせなどがありましたら、どうぞ下記にお願いいたします。

公益財団法人 しまね女性センター

男女共同参画に関する県民の意識・実態調査担当

〒694-0064 大田市大田町大田イ236-4
島根県立男女共同参画センター あすてらす
電 話 0854-84-5514
(8:30~17:00、月曜・祝日休館)

■ 男女の役割などに関するご意見をおうかがいします。

(全員の方に)

問1 次にあげるような分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。

(○はそれぞれ1つずつ)

| | 優遇されている 男性の方が非常に | 優遇されている 男性の方が どちらかといえば | 平 等 | 優遇されている 女性の方が どちらかといえば | 優遇されている 女性の方が非常に |
|---------------------|---------------------|------------------------------|--------|------------------------------|---------------------|
| (1) 家庭生活で | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (2) 職場で | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (3) 学校教育の場で | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (4) 政治の場で | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (5) 法律や制度上で | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (6) 社会通念・慣習・しきたりなどで | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (7) 地域活動で | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

(全員の方に)

問2 では、社会全体でみた場合には、男女の地位は平等になっていると思いますか。

(○は1つ)

- 1 男性の方が非常に優遇されている
- 2 どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 3 平 等
- 4 どちらかといえば女性の方が優遇されている
- 5 女性の方が非常に優遇されている

(全員の方に)

問3 次にあげることがらについて、あなたはどのように思いますか。

(○はそれぞれ1つずつ)

| | そう 思う | そう 思う どちらか といえば | そう 思わない どちらか といえば | そう 思わない |
|--------------------------------------|----------|--------------------------|----------------------------|------------|
| (1) 男は外で働き、女は家庭を守るべきである | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (2) 自治会などの団体の代表者は、男性の方がうまくいく | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (3) 女性には細やかな気配りが、男性にはいざというときの決断力が必要だ | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (4) 子育ては、やはり母親でなくてはと思う | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (5) 家事、介護は女性の方が向いていると思う | 1 | 2 | 3 | 4 |

■ 女性の社会参画についておうかがいします。

(全員の方に)

問4 あなたは、今後どのような職業や役職において、女性が増える方がよいと思いますか。

(○はいくつでも)

- 1 県知事、市町村長
- 2 副知事、副市町村長
- 3 議会の議員 (国会、県議会、市町村議会等)
- 4 公務員の管理職 (国の省庁、県庁、市町村の役場等)
- 5 大学教授
- 6 国連などの国際機関の管理職
- 7 企業の管理職
- 8 弁護士、医師などの専門職
- 9 起業家・経営者
- 10 農業・漁業協同組合、森林組合の役員
- 11 労働組合の幹部
- 12 自治会長、PTA会長など
- 13 その他 (具体的に: _____)

(全員の方に)

問5 あなたは、県の政策について女性の意見や考え方がどの程度反映されていると思いますか。

(○は1つ)

- 1 十分反映されている _____ → 問6へ
- 2 ある程度反映されている _____
- 3 あまり反映されていない _____ → 問5-1へ
- 4 ほとんど(全く)反映されていない _____

(問5で「あまり反映されていない」「ほとんど(全く)反映されていない」と答えた方に)

問5-1 県の政策に女性の意見や考え方が反映されていないと思う理由は何ですか。

(○は1つ)

- 1 県議会や行政機関などの政策・方針決定の場に女性が少ないから
- 2 県の審議会などの委員に女性が少ないから
- 3 女性の意見や考え方に対して県議会や行政機関の側の関心が薄いから
- 4 女性からの働きかけが十分ではないから
- 5 女性の意見や考え方が期待されていないから
- 6 女性自身の関心が低いから
- 7 その他 (具体的に: _____)

■ 女性と仕事についておうかがいします。

(全員の方に)

問6 一般的に女性と仕事について、あなたはどうお考えですか。

(○は1つ)

- 1 女性は仕事に就かない方がよい
- 2 結婚するまでは、仕事を続ける方がよい
- 3 子どもができるまでは、仕事を続ける方がよい
- 4 子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい
- 5 子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事に就く方がよい
- 6 その他(具体的に: _____)

● 削除

~~(全員の方に)~~

~~問7 進路や職業を選択する際に、性別を意識しましたか。~~

~~(○は1つ)~~

- ~~1 性別をかなり意識して選択した~~
- ~~2 どちらかといえば性別を意識して選択した~~
- ~~3 どちらかといえば性別を意識せずに選択した~~
- ~~4 性別をほとんど(全く)意識せずに選択した~~

(全員の方に)

問7 一般的に、女性が働き続けていくことについて、現在どのような状況にあると思いますか。

(○は1つ)

- 1 働き続けやすい _____ → 問8へ
- 2 どちらかといえば働き続けやすい _____
- 3 どちらかといえば働き続けにくい _____ → 問7-1へ
- 4 働き続けにくい _____

(問7で「どちらかといえば働き続けにくい」「働き続けにくい」と答えた方に)

問7-1 女性が働き続けていく上で、障害となっているのはどのようなことだと思いますか。

(○はいくつでも)

- 1 昇進・昇格、教育・訓練等に男女で不平等な扱いがある
- 2 結婚・出産退職の慣行がある
- 3 短期契約、パートタイム、臨時雇いなど不安定な雇用形態が多い
- 4 女性は定年まで勤め続けにくい雰囲気がある
- 5 女性は補助的な仕事しか任せてもらえない
- 6 長時間労働や残業がある
- 7 職場でのセクシュアル・ハラスメントがある
- 8 育児施設が十分でない
- 9 介護施設が十分でない
- 10 家族の理解や協力が得にくい
- 11 女性自身の知識や技術が不足している
- 12 女性自身に働き続けようという意欲が不足している
- 13 その他(具体的に: _____)

■ **仕事、家庭生活、地域・個人の生活についておうかがいします。**

以下の質問における用語の意味は次のとおりです。

○「仕事」

自営業主（農林漁業を含む）、家族従業者、雇用者として、週1時間以上働いていること。
常勤（フルタイム）、パート、アルバイト、嘱託などは問わない。

○「家庭生活」

家族と過ごすこと、家事（食事のしたく・かたづけ、掃除、洗濯、買い物など）、育児、介護・看護など。

○「地域・個人の生活」

地域・社会活動（ボランティア活動、社会参加活動、交際・つきあいなど）、学習・研究（学業も含む）、趣味・娯楽、スポーツなど。

○「休養」

休養、睡眠、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌などでくつろぐことなど。

（全員の方に）

問8 生活の中での、仕事と家庭生活または地域・個人の生活の優先度について、お聞かせください。

(1) まず、あなたの希望に最も近いものはどれですか。

（○は1つ）

- 1 「仕事」を優先したい
- 2 「家庭生活」を優先したい
- 3 「地域・個人の生活」を優先したい
- 4 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい
- 5 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
- 6 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
- 7 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい

(2) それでは、あなたの現実（現状）に最も近いものはどれですか。

（○は1つ）

- 1 「仕事」を優先している
- 2 「家庭生活」を優先している
- 3 「地域・個人の生活」を優先している
- 4 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している
- 5 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 6 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 7 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している

（全員の方に）

問9 あなたは次のことがらに十分時間はとれていますか。

（○はそれぞれ1つずつ）

| | 十分取れている | まあ取れている | あまり取れていない | 全く取れていない |
|------------------------------|---------|---------|-----------|----------|
| (1) 家庭生活のための時間 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (2) 地域・社会活動に参加する時間 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (3) 学習・研究、趣味・娯楽、スポーツなどのための時間 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| (4) 休養のための時間 | 1 | 2 | 3 | 4 |

(配偶者(パートナー)のいらっしゃる方に。配偶者(パートナー)のいらっしゃらない方は問11へ)

問10 家庭の中で次の仕事はどなたが担当されていますか。

(○はそれぞれ1つつ)

| | 妻が することが 多い | 同 妻と 夫が 程度 分担 | 夫が する ことが 多い | 主 に親 や子 ども など 夫婦 以外 | 該 当 す る 事 は な い |
|-------------------------|-------------------|---------------------------|-----------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|
| (1) 食事のしたく | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (2) 食事のかたづけ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (3) 掃除 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (4) 小さい子どもの世話 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (5) 介護の必要な高齢者・病人の世話 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (6) 家庭における重大な事柄の決定 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (7) 地域活動への参加(自治会・PTAなど) | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

(全員の方に)

問11 今後、男性が女性とともに家事、子育てや教育、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが特に必要だと思いますか。

(○はいくつでも)

- 1 男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること
- 2 企業中心という社会全体の仕組みを改めること
- 3 仕事と家庭の両立などの問題について相談できる窓口を設けること
- 4 企業が労働時間短縮や休暇制度の充実に努めること
- 5 夫婦の間で家事などを分担するように十分に話し合うこと
- 6 家事などを男女で分担するようなしつけや育て方をすること
- 7 男性が、女性をとりまく問題に対する関心を高めること
- 8 妻が、夫に経済力や出世を求めないこと
- 9 その他(具体的に: _____)
- 10 特になし

■ 女性の人権についておうかがいします。

(全員の方に)

問12 セクシュアル・ハラスメント(性的ないやがらせ)による被害を経験したり見聞きしたことがありますか。

(○は1つ)

- 1 直接経験したことがある
- 2 直接経験したことはないが、自分のまわりに経験した(している)人がいる
- 3 直接経験したことはなく、自分のまわりにも経験した(している)人はいないが、一般的な知識として知っている
- 4 セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)という言葉を知ったことはある
- 5 そういう言葉は今まで聞いたことがない

(全員の方に)

問13 夫配偶者(パートナー)や恋人など、親密な関係にある男性から女性に対してなどふたりの間でふるわれる身体的・心理的・性的な暴力(ドメスティック・バイオレンス(DV))が問題とされていますが、あなたは、夫婦や恋人・パートナーの間での暴力ドメスティック・バイオレンス(DV)による被害を経験したり見聞きしたことがありますか。

(○は1つ)

- 1 直接経験したことがある
- 2 直接経験したことはないが、自分のまわりに経験した(している)人がいる
- 3 直接経験したことはなく、自分のまわりにも経験した(している)人はいないが、一般的な知識として知っている
- 4 ドメスティック・バイオレンス(DV)という言葉を知ったことはある
- 5 そういう言葉は今まで聞いたことがない

(全員の方に)

問14 ドメスティック・バイオレンス(DV)が起こる背景や要因は何だと思えますか。

(○はいくつでも)

- 1 夫が妻にふるう配偶者(パートナー)間の暴力は、犯罪であり人権侵害であるという認識が低く、配偶者(パートナー)に対する暴力を容認する社会通念があるから
- 2 例えば「男は外で働き女は家庭を守るべき」など、男(女)はこうあるべきと決めつけた概念があるから
- 3 現代社会はストレスが大きいから
- 4 女性に対する差別的な意識が存在するから
- 5 妻が夫を怒らせたり妻に落ち度があるなど、夫配偶者(パートナー)に暴力をふるわれても仕方ないから
- 6 家庭の経済的な環境(失業等)が悪化しているから
- 7 配偶者(パートナー)間における経済力の格差があるから
- 8 配偶者(パートナー)間におけるコミュニケーションがちゃんととれていないから
- 9 暴力的な表現の多いゲーム、テレビ、コミック、映画等が多いから
- 10 薬物依存、アルコール依存、ギャンブル依存の問題があるから
- 11 その他(具体的に: _____)

●追加項目(全員の方に)

問15 ドメスティック・バイオレンス(DV)は大人だけの問題ではなく、恋愛関係にある若者の間でも同じような暴力(デートDV)が起きています。あなたは、デートDVによる被害を経験したり見聞きしたことがありますか。

(○は1つ)

- 1 直接経験したことがある
- 2 直接経験したことはないが、自分のまわりに経験した(している)人がいる
- 3 直接経験したことはなく、自分のまわりにも経験した(している)人はいないが、一般的な知識として知っている
- 4 デートDVという言葉を知ったことはある
- 5 そういう言葉は今まで聞いたことがない

●追加項目（全員の方に）

問16 これまで、ドメスティック・バイオレンス（DV）またはデートDVについて、講習会等を受講したことがありますか。

（〇はいくつでも）

- 1 ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する講座を受講したことがある
- 2 デートDVに関する講座を受講したことがある
- 3 そういう講座をこれまで受講したことはない

（全員の方に）

問17 女性への性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、暴力などをなくすためにはどうしたら良いと思いますか。

（〇はいくつでも）

- 1 法律・制度の制定や見直しを行う
- 2 犯罪の取り締まりを強化する
- 3 捜査や裁判での担当者に女性を増やし、被害女性が届けやすいようにする
- 4 被害女性を支援し、暴力に反対する市民活動・市民運動を盛り上げる
- 5 被害女性のための相談機関や保護施設などを整備する
- 6 学校や家庭で男女平等や性についての教育を充実させる
- 7 あらゆる差別や暴力を許さないよう、人権を尊重する教育を学校・家庭で充実させる
- 8 メディア（新聞・テレビなど）が自主的に倫理規定を強化する
- 9 過激な内容の雑誌、ビデオ、ゲームソフトなどの販売や貸し出しを制限する
- 10 その他（具体的に： _____)
- 11 特に対策の必要はない

■ 男女共同参画に関する行政への要望をおうかがいします。

（全員の方に）

問18 男女共同参画を進めていくために、行政が力を入れることは何だと思われますか。

（〇はいくつでも）

- 1 男女の平等や相互理解に関する学習機会等の充実
- 2 保育所等、その他子育てに関する施設やサービスの充実
- 3 育児休業制度の充実や労働環境の整備
- 4 高齢者や病人の施設や介護サービスの充実
- 5 介護休業制度の充実や労働環境の整備
- 6 労働時間の短縮、在宅勤務の普及など働き方の見直し支援
- 7 子育てで仕事を退職した人の再就職支援
- 8 介護等で仕事を退職した人の再就職支援
- 9 県、市町村等の審議会委員や管理職への女性の積極的登用
- 10 民間企業・団体等の管理職への女性登用に関する支援
- 11 女性や男性の生き方等の悩みに関する相談の場の提供
- 12 その他（具体的に： _____)
- 13 特にない

■ 男女共同参画に関する用語や制度、機関についておうかがいします。

(全員の方に)

問 19 女性をとりまく問題に関する次の言葉やことごとらについて知っていますか。

(○はそれぞれ1つずつ)

| | 知 つ て い る | 概 要 を 知 つ て い る | 言 葉 を 聞 いた こ と は あ る | 知 ら な い |
|---|-----------------------|--------------------------------------|---|------------------|
| (1) 男女共同参画社会基本法 | 1 | 2 | 3 | |
| (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法) | 1 | 2 | 3 | |
| (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法) | 1 | 2 | 3 | |
| (4) 女性差別撤廃条約 | 1 | 2 | 3 | |
| (5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 (労働者派遣法) | 1 | 2 | 3 | |
| (6) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法) | 1 | 2 | 3 | |
| (5) 島根県男女共同参画推進条例 | 1 | 2 | 3 | |
| (6) 第23次島根県男女共同参画計画 | 1 | 2 | 3 | |
| (7) ジェンダー(社会的性別) | 1 | 2 | 3 | |
| (8) ポジティブ・アクション(女性の活躍推進の取組積極的改善措置) | 1 | 2 | 3 | |
| (9) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和) | 1 | 2 | 3 | |
| (10) 島根県立男女共同参画センター(あすてらす) | 1 | 2 | 3 | |
| (11) 島根県女性相談センター(DV相談窓口) | 1 | 2 | 3 | |
| (12) 配偶者暴力相談支援センター(DV相談窓口) | 1 | 2 | 3 | |
| (13) 性暴力被害者支援センターたんぽぽ | 1 | 2 | 3 | |

(全員の方に)

- ◆ 女性をとりまく問題の解決や男女共同参画社会の実現に向けて、ご意見・ご要望などがありましたら、どんなことでも結構ですので、ご自由にご記入ください。

■ 今までお答えいただいた回答を統計的に分析するために、あなたご自身やご家族のことについて
少しおたずねします。

(全員の方に)

F 1 性別

(○は1つ)

- 1 女性
- 2 男性
- 3 その他

(全員の方に)

F 2 あなたの年齢は、満でおいくつですか。

(○は1つ)

- 1 18～19 歳
- 2 20～24 歳
- 3 25～29 歳
- 4 30～34 歳
- 5 35～39 歳
- 6 40～44 歳
- 7 45～49 歳
- 8 50～54 歳
- 9 55～59 歳
- 10 60～64 歳
- 11 65～69 歳
- 12 70 歳以上

(全員の方に)

F 3 あなたの現在のお仕事は次のうちどれにあたりますか。

(○は1つ)

- 自営業主 {
 - 1 農林漁業 (農業、林業、畜産業、漁業などの自営主)
 - 2 商工サービス業 (小売店、飲食店、理髪店、修理業など)
 - 3 自由業 (弁護士、開業医、芸術家、僧職など)
- 家族従業者 {
 - 4 農林漁業 (農業、林業、畜産業、漁業などの家族従業者)
 - 5 商工サービス業 (小売店、飲食店、理髪店、修理業などの家族従業者)
 - 6 自由業 (弁護士、開業医、芸術家、僧職などの家族従業者)
- 勤務者 {
 - 7 管理職 (会社・官公庁・団体の課長以上、大学の講師以上、学校の教頭以上)
 - 8 専門・技術職 (技術研究員、勤務医師、看護師、教員、保育士、美容師など)
 - 9 事務職 (一般事務員、営業員など)
 - 10 労務職 (一般工員、建築作業員、運転手など)
 - 11 パート、アルバイト、内職など
- その他 {
 - 12 主婦・主夫 (家事専業)
 - 13 学生
 - 14 無職 (年金生活者など)

(全員の方に)

F 4 あなたは現在配偶者 (パートナー) がいますか。

(○は1つ)

- 1 現在配偶者(パートナー)がいる → F 4 - 1 へ
- 2 配偶者(パートナー) とは離別・死別 → F 5 へ
- 3 結婚したことはない → F 5 へ

(F4で「現在配偶者(パートナー)がいる」と答えた方に)

F4-1 あなたの配偶者(パートナー)の方の現在のお仕事は、次のうちどれにあたりますか。

(○は1つ)

- | | | | |
|-------|---|----|-------------------------------------|
| 自営業主 | } | 1 | 農林漁業(農業、林業、畜産業、漁業などの自営主) |
| | | 2 | 商工サービス業(小売店、飲食店、理髪店、修理業など) |
| | | 3 | 自由業(弁護士、開業医、芸術家、僧職など) |
| 家族従業者 | } | 4 | 農林漁業(農業、林業、畜産業、漁業などの家族従業者) |
| | | 5 | 商工サービス業(小売店、飲食店、理髪店、修理業などの家族従業者) |
| | | 6 | 自由業(弁護士、開業医、芸術家、僧職などの家族従業者) |
| 勤務者 | } | 7 | 管理職(会社・官公庁・団体の課長以上、大学の講師以上、学校の教頭以上) |
| | | 8 | 専門・技術職(技術研究員、勤務医師、看護師、教員、保育士、美容師など) |
| | | 9 | 事務職(一般事務員、営業員など) |
| | | 10 | 労務職(一般工員、建築作業員、運転手など) |
| | | 11 | パート、アルバイト、内職など |
| その他 | } | 12 | 主婦・主夫(家事専業) |
| | | 13 | 学生 |
| | | 14 | 無職(年金生活者など) |

(全員の方に)

F5 あなたの現在の世帯は次のようにわけるとどれにあたりますか。

(○は1つ)

- 1 単身世帯
- 2 子どものいない夫婦のみの世帯
- 3 親子二世帯にわたる世帯
- 4 三世帯以上の世帯
- 5 その他(具体的に: _____)

(全員の方に)

F6 あなたのお住まいの市町村は。

(○は1つ)

- | | | |
|-------|---------|----------|
| 1 松江市 | 8 雲南市 | 15 吉賀町 |
| 2 浜田市 | 9 奥出雲町 | 16 海士町 |
| 3 出雲市 | 10 飯南町 | 17 西ノ島町 |
| 4 益田市 | 11 川本町 | 18 知夫村 |
| 5 大田市 | 12 美郷町 | 19 隠岐の島町 |
| 6 安来市 | 13 邑南町 | |
| 7 江津市 | 14 津和野町 | |

長い間ご協力ありがとうございました。ご記入もれがないかももう一度ご確認ください。